手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧下さい。

工事名		千葉保護観察所西千葉庁舎(23)電気設備改修工事
工事種別		電気設備工事
	工事場所(都県)	千葉県
工事場所(市区町村)		千葉市中央区春日2丁目21番
工事概要		敷地面積 約1,594m2 1.建物 1)庁舎 構 造:鉄筋コンクリート造地上2階建 建築面積:約400m2 延べ面積:約800m2 用 途:庁舎 工事内容:電気設備工事 受変電設備、電灯設備、動力設備、発電設備、構内配電線路 改設一式
担当事務所		東京第二営繕事務所
公示日/期限日/開札日		R5. 4. 28 / R5. 5. 22 / R5. 6. 16
工期		工事の始期から197日間(R5.9.1(工事着手期限))
入札契約方式/落札方式		公募型指名競争入札/総合評価落札方式(企業実績評価型)
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事C等級又はB等級
	本店・支店・営業所 の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成20年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記 (ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 (ア)受変電設備(機器及び配線の施工を含むものに限る。)の更新又は新設工事ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。 施工実績を2件申請した場合、1件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記(ア)の施工実績を有すること。なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

「千葉保護観察所西千葉庁舎(23)電気設備改修工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

【工事の概要】

本工事は、千葉保護観察所西千葉庁舎(千葉県千葉市中央区春日2丁目21番)において、受変電設備、電灯設備の経年劣化による改修を行うとともに、不要となる自家発電機の撤去を併せて行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・電灯設備:照明器具の更新を行う。
- ・受変電設備:キュービクルの更新を行う。
- ・発電設備:発電機の撤去を行う。
- ・構内配電線路: UGS 及び高圧幹線の更新を行う。

(2) 施工時期、施工条件

- ・工事期間中も入居官署は本施設を使用している。
- ・行政機関の休日(閉庁日)は、施工しない。ただし、停電作業、執務室作業、騒音や振動を発生する作業は閉庁日に行う。
- ・作業日、作業時間帯については現場説明書を参照。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲については「案内図、配置図 (E-02 図)」及び「仮設備等計画図 (参考図) (K-01~03 図)」を参照。

(3) その他留意点

・執務室作業に該当する室を下記に示す。

1階:事務室1-1、事務室1-2

2階:研修会議室、事務室2-1、事務室2-2、生活指導室兼控室

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量活用方式の適用

・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。 (請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

(4) 工事関係図書等の効率化

・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5) 週休2日促進工事の適用

・本工事は発注者が週休2日に取組むことを指定する発注者指定方式を適用します。

(6) 見積活用方式の試行

・工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出 し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

(7) 適切な工期の確保について

・本工事においては、資機材及び機器等(以下、「機器等」という。)について、標準的な 納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成 できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工 事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。

千葉保護観察所西千葉庁舎



建物外観



キュービクル全体図



電源室全体図

千葉保護観察所西千葉庁舎



撤去予定の発電機



現場事務所等設置場所